

第16回江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 平成30年10月10日(水)

招集場所 江府町防災・情報センター

開 会 午前9時30分 会長宣言

出席委員(11人)・農地利用最適化推進委員(4人)

| | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 下垣 涼子 | 7番 | 森 光正 |
| 2番 | 賀本 幹穂 | 8番 | 山本 信男 |
| 3番 | 清水 治之 | 9番 | 中田 泰 |
| 4番 | 一二三八郎 | 10番 | 松原 憲治 |
| 5番 | 奥田 隆範 | 11番 | 川上 博久 |
| 6番 | 加藤 直行 | | |
| | 上前 梅夫 | | 長尾 保 |
| | 見山 収 | | 谷口 一郎 |

欠席委員(0人)・農地利用最適化推進委員(1人)

宇田川 保

職員及び関係者 局長 末次 義晃
農林課長 加藤 邦樹

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

第1号議案 農用地利用集積計画(案)について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午前9時30分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

1 番委員 下垣 涼子 2 番委員 賀本 幹穂

事務局： おはようございます。第16回の江府町農業委員会総会という事で、本日はお集まりを頂いております。非常に8月から9月にかけて、天候がなかなか思った天候になっておりません、非常に愚図ついた天候で、ここ数年、3年くらいですか、同じ様な天候が続いているわけでございますけれども、標高の高い所の方とか遅い品種の方については稲刈りが残っておられる方、多いと思います。農業公社の方には中田委員さん、見山推進委員さんに頑張って頂いていると思いますが、非常に生産地の方も気持ちは焦るし、なかなかいい天気にはならないし、非常にご苦勞をされていると言う風に思っております。今日は幸いと言いますか、農業委員会の総会日と言う事でございますので、議案もいくつかございますので、ご審議の方よろしくお願いいたします。では会長ご挨拶の方お願いします。

会 長： 皆さん、改めまして、おはようございます。

委 員： おはようございます。

会 長： 今日は第16回の江府町農業委員会の総会でございます。皆様方忙しい中を出席いただきましてありがとうございます。先ほど末次局長の方からもありましたけれども、今年は大気不順でいろんな問題があったようでございますけれども、先般私も農協の担当者の方に今年の状況とかと言う物をお伺いしたところでございますけれども、今年は大気障害がかなり出ているという事でございまして、今のところ検査を受けられたと言うのは、大体総量の半分ちょっと過ぎ位が検査を受けられたという事でございますが、大体1等の比率が60%だと言う事で、今年は大気米とか、未熟米と言うのが多くて、カメムシの被害はなかったけれども、大気障害が出ていて、非常に等級も厳しいと言う様な事でございました。昨日時点位で江府町の耕作された水田の80%くらいがコンバイン作業が終わるのではないかと、いう事でございましたけれども、これからはきぬむすめとか、標高の高い所で収穫が進んで行けば、1等の比率も若干上がるのではないかと、言う様な話を聞いたところでございます。何れにしましても、外に出て話を聞かなくても、今年は大気a当たり30kgで1袋か2袋くらい少ないと、言う様な事で皆さんがそういう様な話をされておまして、昨日もちょうど大気の事がありまして出て参りましたが、各町村から来られた代表者の方も、そういう様な話をされておまして、江府町だけでなくどこも今年は大気言った、大気障害というのが出たのかなと言う様に聞いている所でございます。何れにしましてもこういう事では、来年の励みに水を差すような事になるかと思うんですが、来年はしっかり頑張って頂いて、今年の大気挽回をして頂くと言うくらいの思いでやって頂けたらと思っております。今日は見て頂きます様に日程の方も、議事も2号議案までしかございませんけれども、いろいろ今後の日程について説明もあると言う様な事でございますので、最後までよろしくお願いをしたいと思います。

議 長： これより総会審議に入りたいと思います。本日の欠席通告は宇田川推進委員さんから出ております。下垣委員からは欠席の届けは出ておりませんので、何れ来られると思ひ

ます。そういう事で総会は成立いたしますので、ここにご報告を申し上げます。まず、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います、議事録署名委員は議長より指名させていただきますことにご異議ございませんか。

委員： 異議なし。(全員)

議長： 議事録署名委員は、下垣委員、賀本委員、をお願いいたします。尚、本日の会議書記は事務局を指名いたします。議事に先立ちまして報告事項がございます。事務局より説明を求めます。

事務局： 失礼します。お手元の資料の2ページをご覧くださいと思います。報告事項(1)合意解約について、でございます。1件でございます、借り受けをしておられる方が、〇〇の〇〇〇〇さん、貸しておられる方が、〇〇〇〇〇〇にご住所があります〇〇〇〇さんでございます。場所が大字〇〇字〇〇〇〇〇〇番地、地目が〇、面積が〇、〇〇〇㎡でございます。こちらについて契約が平成30年〇月〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までの〇年間という事で、ご契約を頂いていたんですけれども、借受人さんのご都合という事がありまして、平成30年〇月〇〇日、〇〇月ほどでございましたけれども、合意解約という事で報告が上がっておりますので報告させていただきます。場所は1枚はぐって頂いて、3ページでございます。赤く塗ってある所でございますが、下から行きますと〇〇〇〇から〇〇〇〇と言いますか、〇〇を入れて頂いて、橋を渡った右手の農地でございます。こちらの方になります。以上です。

議長： それでは議事に入ります。議案第1号、農用地利用集積計画(案)について、を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局： 失礼します。4ページ、議案第1号でございます。農用地利用集積計画(案)について、でございます、6ページをご覧くださいませでしょうか、2件でございます。何れも〇〇の案件でございます。1つ目が、場所が〇〇の〇〇〇〇〇番地〇〇、地目が〇、面積が〇〇〇㎡でございます。こちらの貸付人の方が、ご住所が〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん、借受人が〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんでございます。賃料につきましては、反当〇、〇〇〇円、期間につきましては、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まででございます。続きまして、同じく〇〇の〇〇〇〇〇番、先ほどの合意解約の土地でございます。地目が〇で面積が〇、〇〇〇㎡でございます。貸付人が〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇-〇〇〇、〇〇〇〇さん、借受人が〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さんでございます。賃料につきましては反当〇、〇〇〇円、期間につきましては、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日でございます。場所につきましてはお手元の資料の11ページ、12ページに地図を載せさせて頂いております。11ページが奥山になります。集落の反対側、国道を挟んだ反対側の一番上の方に近い所の田んぼでございます。赤い色で印をしている部分でございます。もう一つの筆につきましては、先ほどの合意解約をした場所でございますので、説明を省

略させていただきます。戻って頂きまして、7ページの方に、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇〇さんの農業経営の状況という事で載せさせて頂いておりますので、ご確認頂ければと言う風に思います。以上でございます。

議長： 議案第1号、農用地利用集積計画（案）について、これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。その前に、何れも助沢でして、私の担当でございますが、〇〇〇〇さんの所は、ちょうど〇〇〇〇〇の〇〇〇が〇〇〇〇〇所にあります、今〇〇の方に住んでおられまして、手入れが難しいという事で、荒廃地になってしまったら、道を挟んで藪がこっちの方に来たらいけないという事で、出来る間は田んぼを借りて維持していけたらいいな、と言う思いで〇〇さんとお話をさせて頂きました。それと〇〇〇〇さんが合意解約をされて、今度は〇〇〇〇さんが作付をされるという事になりましたけれども、見て頂きますと日にちがずいぶんずれておりますけれども、これにつきましては、今年1年なら良いのではないかと言う、二人の中では話があった様でございますけれども、〇〇さんの方から〇年間作りたい、という話が出たという事で相談を受けまして、そういう事なら、きちんと農業委員会を通して頂いて、耕作をしてもらわないといけないという事で、日にちがずれて皆様の前に掛けて頂いた訳でございますので、その点はご了解を頂きたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

川上： すみません。これは中山間地ですかね。2つ共、農地に入っているわけですね。

議長： 入っています。

川上： それから、〇〇〇〇〇さんが耕作をせれますけれども、〇〇さんと親戚かなんかですか。

議長： 親戚は、親戚になりますけれども。

川上： そうですか。分かりました。

議長： それでは、質疑はございませんでしょうか。質疑、意見が有りませんので、議案第1号、農用地利用集積計画（案）について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員： はい（全員賛成）

議長： ありがとうございます。全員賛成ですので、原案通り承認いたします。それでは議事に入ります。議案第2号、農法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局： お手元の資料の13ページ以降になります。13ページをご覧いただけますでしょうか。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請書という事で出ております。

らも〇〇〇〇〇〇さんのご所有の農地でございます。ですが、この農地につきましては、今年、昨年の農地パトロールを経て非農地の判定をさせて頂いている部分でございます。これにつきまして農業会議さんの方に申請の必要があるだろうか、という確認をしましたら、非農地通知を出しておられる所では、地権者の方も非農地の登記について異議なし、と言う所であれば、ただ登記自体は完了しておりませんが、今回の申請の案件から落としても良からうと言うと指示を頂いております。その関係で今回の議案の方にはあげておりませんが、表土の始末と言う関係でありましたので、参考資料と言う形でこちらの場所の方を示させて頂いております。後は、23ページ、被害防除計画と言う事で載せさせて頂いております。申請地につきましては、先ほどの写真を見て頂ければわかるんですが、田んぼ1枚の独立した部分の農地でございます。上は宅地と言う形で、周辺の農地への影響と言うのは考えにくい場所でございます。ですが一応特に排水関係の事がございますので、先ほどあった様に雨水については、溜枳で沈砂した後に側溝に流すと言う様な方法、生活雑排、し尿については下水に接続すると言った様な形で、河川には放流しないとされた様な形で処理をさせて頂いております。以上簡単でございますがご説明に代えさせて頂きます。

議 長： これより質疑に入ります。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

川 上： はい、今の〇〇〇〇〇〇〇〇の〇は以前に農業委員会の総会で非農地証明という事で、〇〇〇〇〇さんの所をして、海老の養殖という事で放したところがここなんですけれども、あれの方は良いですか。エビの養殖の件は出ませんでした。ここに放したんですが、前に、話がどうなったのかなと、池があつて、その池に海老をバケツ半分くらい放したんですが、あれはどうなったかな、まあたいした事はないですけども、そういう事があつたところなんですけど。

事務局： 農業委員会の農地パトロールで非農地判定をしておられますので、地権者の方からは今、その海老の話は出ていませんので。

川 上： 分かりました。

長 尾： はい。一時転用の期間がこれには書いてない様な感じがするんですけども。良いんですか。

事務局： すみません、資料の方に上げておりませんでした。期間が平成〇〇年〇〇月許可日から平成〇〇年〇月〇〇日まででございます。失礼いたしました。

長 尾： 契約書の通りだという事ですね。

事務局： はい。

議長： 今、期間について明記されてなかったという事で、説明がありましたが、分かりましたでしょうか。他にございませんか。

見山： すいません、今あの場所は非農地だと言われました。山芋を生産しておられませんか。

森： 今は作ってない、荒れている。

中田： 今年はしていません。

事務局： ちょっと棚で以前はしておられました。

議長： 農地扱いどうかという事ですね。事務局その辺はどうでしょうか。

事務局： 一応農地パトロールで判断したうえで、非農地という事で決定して頂いている所でして、地権者の方も異議なしという事で、今回の移転の件もありましたので、非農地通知の関係も地権者の方にご説明させて頂いて、その上で良いですよという事で頂いております。

議長： いろいろ意見が有った様ですが、事務局が説明をした様でございますので、その様に理解をしてやってください。お願いします。その他、ご意見ございませんか。いかがでしょう。質疑、意見が有りませんので、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をお願い致します。

委員： はい（全員挙手）

議長： ありがとうございます。全員賛成ですので、原案通り承認いたします。以上を持ちまして議事は終了いたしました。その他に入ります。項目が4項目ございますが、議長の方で項目ごとにありませんので、順次説明をお願いします。

事務局： 失礼いたします。尚先ほどの議案第2号の案件につきましては、今月の20日頃、日にちはちょっと存じておりませんが、県の農業会議の常設委員会の方に係る案件でございます。そちらに農業委員会の総会での議決調書を同封させて頂いて、農業会議さんの常設委員会からのご意見を添えたうえで、西部農林局の方に審査をして頂くという流れでございますので、ご了解をして頂ければと思います。

議長： 今事務局長が説明をした通りでございますので、その様に皆さんもご承知を頂きたいという風に思います。ではその他の方でよろしくをお願いします。

事務局： 失礼いたします。その他という事でいくつかございます。まずは、日野郡の農業委員

会の研修交流会の件でございます。別紙1の通りという事で、別紙のホッチキスで止めてあるものをご覧いただけますでしょうか。第35回日野郡農業委員会交流会企画書と言う物でございます。こちらにつきましては、前回の総会の時にその他で皆さんにお諮りをさせて頂いた部分でございます。が、その後内容に大きな変更がかかっております、その関係がありまして、再度のご報告と言いますか、ご相談でございます。と言いますのは、今回の分については、11月14日に開催という事で、講師先生、研修会でございますので、講師先生を農業会議の上場会長さんの方をお願いをさせて頂いたところでございますが、そう言った内容では駄目だ、と言うお言葉を頂いております。主旨は、せっかく日野郡の3町の農業委員会が集まるのだから、それぞれの活動内容と言うか、要は事例発表ですね、事例発表と言う物をお願いするようにしなさいと、その上で個々の、日野町の事例発表、日南町の事例発表、それらについて、上場会長さんの方からコメントと言いますか、をすると、県の方からも来るという事ですので、上場会長なり県の方からコメントを頂く、と言う様な形の進行にしなさいと言う様なご指導を頂いております。その関係で内容の一部の見直しをしております。それから、日野郡の交流会という事で、従前は3町の農業委員会さんが集まってしていた訳ですが、来賓で、南部町の農業委員会の恩田会長さん、それから事務局、それから伯耆町の農業委員会の車会長さん、それから事務局、と言った所を来賓として声掛けをして出てもらったらどうだという事も、これも上場会長から提案がっております。恩田会長につきましては、西部の役をして頂いていると言う部分、伯耆町さんについては、伯耆町さんもいい機会なので一緒に勉強をした方が良いのではないかと、いう事で伯耆町にも声をしなさいと、言った様な内容でございました。その関係で、総勢が、日野郡だけであれば約49名なんですが、来賓を入れますと、全員参加いただければ55名程度になるのかなと、言う風に考えております。ちょっと前後しますけれども、参加費は若干見直しをさせて頂いております。総額で一人5,000円参加費を頂いて、休暇村奥大山の懇親会に4,500円、ジビエの試食と言った物を予定している訳ですけれども、そちらを500円、研修会のお茶代込みと言う形で、皆さんから頂戴をして準備させて頂ければと言う風に思っております。主な内容については下段の方を見て頂ければと思います。開催町の会長あいさつ、来賓祝辞という事で町長としておりますが、そこに上場会長さんの名前も入れた方が良いのかなと、言う風に思っております。後は、来賓の方が多いですので、ご紹介に代えさせて頂くとした様な形で進行させて頂ければ、という風に思っております。それと、事例発表①、事例発表②とい事で、それぞれ、日野町農業委員会さん、日南町農業委員会さんに事例発表をして頂くという事でございますが、事前に若干聞いておりますのは、日野町の農業委員会さんは、以前はお世辞にも活動が盛んな町ではなかった訳でございますけれども、今の新体制に移行されてから、非常に事務局の方もしっかりしておられまして、活動が盛んになっております。議員さんを巻き込んで農地法等に係る勉強会を一緒にされたり、と言った活動をされていると言った様な状況でございまして、その辺のお話をして頂けるのかなと言う風に思っております。日南町の農業委員会さんにつきましては、農家の方を対象にアンケート調査をしておられる様でございます。そう言った皆さんの状況を把握するという事に非常に力を入れておられまして、その辺の活動を生かしてと思うんですが、その辺についてのお話をして頂けるのかなと

言う風に思っております。私共江府町につきましては、今の有害鳥獣対策と昨年視察研修、美作で勉強をしてからこっち、ジビエの取り組みを、今日は欠席ですけれども、宇田川推進委員さんからご提案なり汗をかいて頂いている関係で、町の方としても取り組んでいきたいと、いう事を考えております。活動の方は内容について、ジビエ料理の試食を交えながらやって見たらどうかなと、言う風に思っております。一応宇田川さんと相談した結果、4品、鍋とおじや、餃子、たたき、この4品程度、ご準備をさせて頂いて、食べて頂くと、それから後は農林産業課、有害鳥獣担当等に來させて頂いて、そのやり取り分をご説明させて頂くという計画でございます。その後移動しまして、懇親会等という事でございまして、当初予定しておりました、新甘泉の江府町に於ける取り組みと言う物の予定はしていたんですが、若干時間がタイトになって来ておりますので、割愛させて頂いております。ご覧のとおり4つの料理を調理する訳ですが、宇田川推進委員さんの方にいろいろお世話になるお願いをさせて頂いている訳ですが、宇田川推進委員さんの方から前日の準備につきまして、ご依頼を頂いております、大変申し訳ありませんが、一二三会長さん、松原代理さん、賀本委員さん、3名の方、前日の準備の方のお手伝いをいただければと言う風に思っております。私共事務局ないし農林産業課の方もお手伝いをさせて頂きますが、よろしくをお願いいたします。1枚おはぐり頂けますでしょうか。研修会の日程と情報交換会、懇親会の日程の時間を差し込んだものを入れさせて頂いております。重複する分が多いですので省略させて頂きませんが、日野町の農業委員会さん、日南町の農業委員さんの事例発表については、山村開発センターの2階の方で予定をさせて頂いております。その後休憩をはさんで会場移動という事で、山村開発センターのすぐ隣に江府町特産品等研究加工施設という施設がございます。こちらの方で江府町の事例発表ないしは試食をして頂きたい、と言う風に予定をさせて頂いております。以上、日野郡の交流会についてのご報告でございます。こちらについて何か皆さんの方からご意見とかご質問とかありましたら聞きたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。一応日南町の農業委員会さん、日野町の農業委員会さん、それぞれの事務局さんには当初皆さんにお配りした資料をメール送信させて頂いて、こう言った内容で今年は準備しております。よろしくお願ひすと言っていたんですが、その後農業会議の会長から内容の修正がありましたので、要は発表をして頂かないといけませんのでその辺の資料作成については、両町の農業委員会さんにはご了解を頂いている所でございます。

川 上： こんなのは初めてですね。他町から見えて、会長さんが見えて、今までで初めてです。

事務局： そうですね、特に無い様でしたら、会長さん、進行と言いますか、大体どのように他所はしておられますか。事務局が進行をさせて頂く様な形なんでしょうか。交流会と言うのは、会長さんなんかはご挨拶頂いたりとか。

議 長： 大体事務局ですね。

事務局： 基本的には進行をするような形ですね。特にご意見が無ければこちらの方で進めさせ

て頂きたいと思しますので、よろしく願いをいたします。各町村で10月31日水曜日までに出席者を取り纏めの上ご報告ください、と言う事でご案内を差し上げております。私も江府町の農業委員会さんの方は、どの様にさせて頂きましようか。案内を出して取り纏めても良いんですが、今日ほとんどおられますので、もし差支えが無ければ今の時点で分かっておられれば、出欠の方をご報告頂ければ助かるかなと思うんですが、従前のご都合を聞いた範囲では皆さん出席でよかったんですが、1カ月たっておりますので、中にはご都合の悪い方もおられると思うんですが。

上 前： 欠席です。

事務局： 上前さん。

上 前： はい。

見 山： 私はちょっと遅れるかもしれません。

事務局： 見山さんは出席だけでも少し遅れるかも知れないと。懇親会には間に合いますか。

見 山： それは出ないといけないでしょう。

事務局： それ以外の方につきましては、ご出席という事でよろしいでしょうか。それではよろしく願いいたします。後の方は出席という事で取り纏めさせて頂きます。尚、急きょご都合が悪くなったとかと言う事がございましたら、事務局の方に隨時言って頂ければと思しますのでよろしく願いします。続きまして、視察研修の方のお話でございます。今の資料の4ページ目をご覧いただければと思えます。前回から進んでおりませんで申し訳ございません。決まっているところについてご報告をさせて頂きます。開催日につきましては12月3日、4日、月、火という事で1泊2日という事でさせて頂ければと思っております。場所につきましては、1日目は東広島市高屋、農事組合法人兼重農場でございます。2日目につきましては愛媛県内での視察研修という事で、愛媛県内での視察研修が実はまだ決まっておりません。東広島の重兼農場さんにつきましては、視察研修のオッケーを頂いております。ただし視察研修に2万円かかるという事でございます。最初東広島の農業委員会さんにお問い合わせをしましたら、以前は視察研修を受けていたんですが、非常に視察研修が多いと言った様な事で、農業の忙しい時期に時間を割かれるのはつらいという事で、今年の春から視察研修を受けてなかったらしいんですが、直に1回電話をしてみなさいという事で掛けてみましたら、良いよ、という事でご了解を頂きましたので、そちらの方にお邪魔をさせて頂く様にしております。2日目につきましては前回の資料と変わっておりません。3日にオッケーを頂きましたので、4日につきましては、この3案の中でご了解を頂けるところで取って行きたいなと言う風に思っております。後3か所の方なんですが、一応、農業委員さんと最適化推進委員さん、合わせまして16名、事務局の方が、私と梅木さんで2名、それから農林産業課の

方からも1名、事業の関係のある方にご参加いただいて、全部で19名を見込ませて頂いております。基本的には松山市内のシングルのホテルで探したいなど、出来れば宴会場付き、大浴場付きと言った様な事で、もし宴会場が無い所であれば、最近市内の宴会場と提携している様なホテルもございますので、そういった形で準備をさせて頂きたいなどという風に思っております。交通手段については日の丸観光さんの方でお世話になりたいなどという風に思っております。詳細につきましては農協観光さんにいつもお世話になっている様でございますので、こちらのセンター長さんなりと詳細については詰めさせていきたいと思っておりますが、一応開催日については3日、4日に1泊2日という事で都合の方を開けといて頂ければと言う風に思っております。詳細については決まり次第各委員さんの方にご案内させて頂きますので、もうしばらくお時間を頂ければと言う風に思っております。前回も申しあげたんですが、念のための確認という事で、5ページをご覧いただければと思います。毎年開催されている県の農業委員会の特別研修大会、アロハホールの方である訳でございますが、その開催日が12月5日、でございます。ですので、3、4は愛媛に行きまして、戻ってきて次の日にはアロハホール、という事でございます。続けて、になります。この会事態はもう動かし様がございませんので、何とかご出席を頂きます様によろしくお願ひします。まだ詳細等は決まっておられません、正式なご案内文は来ておりません、先般水明荘の方で県の農業会議の会があった訳でございますが、その時に示された資料でございますので、まだ内容等細かい部分は決まっておられません、正式なご案内が来ましたら、改めましてご案内なり参加人数の取り纏め、という事をさせて頂ければと言う風に考えております。一応交通手段につきましては、町のマイクロバスという事で準備しておりますので、こちらの方もよろしくお願ひしたいと思っております。以上、視察研修についてのお話でございます。こちらについて、ご質問、ご意見がりましたらお受けいたしますが、いかがでしょうか。

川 上： 研修先について資料があれば、事前学習をするために、勉強をするために、お願ひします。

事務局： そうですね。よろしいでしょうか。

上 前： よろしいんですけども、変な質問ですけども、日野町の農業委員は定数が5人ですか。推進委員が3人で、8人ですか。

事務局： 後視察の方についてはよろしいでしょうか。女性農業委員さんの事がありました。実は先ほど話しました、12月5日の農業委員会の特別研修大会と言う物に付いて、実は事例発表候補者の推薦をして下さいと県の農業会議の方から来ております。これにつきましては、例えば江府町に2名の女性の農業委員がおられますので、例えば江府町から下垣さんを推薦します、若しくは、賀本さんが立候補されますと、言った様な形でも良いですし、もしくは、他町の頑張っておられる委員さん、女性農業委員さんですね、そういった方の誰かのお話を聞きたい、と言った様な形で他町の方をご推薦頂いても良いです。という事でお聞きしております。推薦自体は女性委員さん2人ですので、この後お

話を伺いして決めてさせて頂きたいと言う風に思いますが、一応そう言った事があるという事を皆さんにご理解を頂きたいのと、先ほどの資料とダブりますが、12月5日の研修の後にこう言った事があるのご了解いただければ、という事でお配りをさせて頂いております。

川 上： できれば女性委員さんの、3期、4期の人にされた方が良いのではないかなと思います。いろいろ御苦労されている姿を

事務局： 先般も女性農業委員さんの評議会の県の総会がありまして、出掛けて来た訳でございますけれども、杉川一二三さんを言われる女性農業委員さん、北栄町の方だったんですが、元々保育士さんで結婚をされて嫁いで来られて、農業を始められたと、要は、家族協定のお話でございました。お父さんに、最初は言われるばかりで、何々やっという単純な作業の指示だけを毎日ずっと言われた物をやっていたと、本当に農業が嫌で、嫌で、仕方なかったと、ところが、この家族協定の話聞いて、自分も経営に参加する、若しくは、お父さんの役割、お母さんの役割、ご家族の役割と言う物を夫婦の中でも検索し、例えば家の中でも、家事とか炊事、そう言った物に付いても、お父さんの役割、お母さんの役割、ご家族の役割、休みの取り決めとか、1か月ごとのお給料に相当するもの、そう言った物も取り決めをしたことによって、非常に農業の経営と言う事を自分が出来るようになってきたという事で、それから非常に農業が楽しくなった、と言う様な話をされておられました。非常に良い話をお聞きしたなと思うんですが、そう言った事もございましたので参考までに、ちなみに今度の町報の農業委員会だよりも載せているんですが、この家族協定と言う物が、県内で300近く締結されているんですが、県内で唯一家族協定の締結をしていないのが江府町でございまして。他町は1件なり2件、最低でもあるんですが、江府町だけがゼロ件と言った様な状況でございまして、これも農業会議さんからご指摘を頂きまして、下垣さんどうでしょうか。

下 垣： うちは旦那さんが大嫌いでした。

事務局： 大嫌い

下 垣： 旦那さんに聞いて下さい。結婚した時に普及員の方が来られて、言われたんですけども、家族なのに契約を締結すると言うのが、納得いかないと言うんです。

事務局： 詳しくは私も分からないんですが、家族協定を締結した場合に、例えば息子さんとも出来るんです。息子さん、娘さんと、奥さんとも当然できます。そうした場合に農業者年金の掛け金の一部を国が見てくれると言った様な良い部分もございます。その辺は我々行政側も周知が十分でなかったという事もあります。いかんせん、若い方の新規就農が無いと年金の話がなかなか出来ません。貰われる年代の方は非常に多いんですが、掛け金をご提案するような年代の方の就農がないと言う事がある訳でございまして、今後新規就農をされる方については、積極的にそう言った制度の部分もご紹介して

いきたいなと言う風に思っております。推薦につきましては、後程、女性員さんの方にご意見を頂いて、ご報告をさせて頂ければと言う風に思っております。後はお手元の資料、2か月前に他町の秋作業の改定した資料を集めてくれ、と言ったお話を頂いていたんですが、今ちょっと集めさせて頂いておりますので、参考までに近隣の町村の物を載せさせて頂いておりますのでご覧頂ければと思います。ただ結構あったのは、やはり1年分、春作業も秋作業も同時に決めてしまわれる所が結構あると言うのが実態なのかな、と言う風に以前の会で言いました。後は、県の農業委員会だよりの方を皆さんにお配りさせて頂いております。内容の方はまたご覧になって下さい。後カラー刷りのチラシを1枚入れさせて頂いております。法人設立研修会参加者募集という事でございまして、これは非常に良い、私も過去に2回くらい参加したことがあるんですが、非常に良い研修会です。この前の研修会には何名か、川上さんも多分行っておられますよね、2回でワンセットの研修会でございます。ですので、30年11月1日と6日でワンセット、そこでよう行かないと言う人は、12月3日と6日、次は2月16日と26日の3回何れも基本的には同じ内容のものでございますけれども、特に対象とするのは、法人設立を考えておられる方を対象にしてあるんですが、基礎から応用編まで幅広く、税の部分、会計の部分について、いろいろ丁寧に説明をして頂ける良い研修会でございます。これに行くと、任意組織と法人組織のどこが違うのかな、という事も分かるという分でございますので、もしご都合のつく方がおられましたら、役場農林産業課の方にご連絡いただければ、申し込みをさせて頂きますので、集落の方からも声をかけてご参加いただければと言う風に思いますので、よろしくお願いをいたします。長くなりましたが、以上で資料の説明の方は終了でございますが、もし皆さん良ければ集落営農の勉強会という事で、資料を準備させて頂いております。20分程度時間を頂いて、ご説明をさせて頂ければと思いますが、いかがでしょうか。休憩をした方が良いですか。

議長： 良いですね。それではお願いします。

事務局： 失礼いたします。本日は集落営農の学習会という事で資料を準備させて頂いております。最近集落営農を考えたい、そろそろ勉強をスタートしたいと言うご要望を役場農林産業課の方に声をかけて頂いております。7、8位の地区に出かけて話をさせて頂いている訳ですが、その時に、農事組合法人かがやきさんの事例と言う物を皆さんにお話をさせて頂いております。普段はもう一人農業改良普及所の長戸普及員さんにも来て頂いて、長戸普及員さんに大まかな一般論、集落営農組織とは、と言った様なものと、任意組織と法人組織との違い、メリット、デメリットと言った様なお話は長戸さんにして頂いて、その後には身近な事例という事で、法人かがやきさんの事例を発表の題材に遣わせて頂いております。1枚おはぐり頂いて、以前で掛けた時にお話をさせて頂いて、見られた方もおられると思いますが、若干内容を随時更新させて頂いておりますので、そこら辺を聞いて頂ければと思います。1ページ、2ページ目には経過の方を載せさせて頂いております。平成24年から話し合いがスタートして、平成28年に設立したわけですが、約5年間掛けてようやく法人組織が設立になったという事でございます。きっかけは、平成24年に中山間の直接支払の協定農用地でございまして、地域の担い

手の方が、近所のように作らんよ、と言う方の田んぼを作って下さっていた訳でございますけれども、その方々が気が付けば、70過ぎと言う状況で、そろそろ規模を縮小したい、中には80近くになる方もおられたんですが、そろそろ規模を縮小したいという事で、農地を返したいという事を集会で言われました。ところが、その農地の所有者の方が、集落に既に住んでおられない、もう空き家になっている家の方でしたので、農地を返してしまいますと、もう作る人がいないと言う事でございます。これまでは作られる方が代わって、他の近所の方が次々作っておられた訳では有るんですが、皆さんが年を取られたもので、この戻したいと言われる農地を、私が代わりに作ってあげると言う人が、誰も手を上げられなくなってしまったという事が起きました。その場合は補助金の返還をしないといけませんよと、と言った様な話をご説明させて頂いて、何とか協定の切れ間、4年ごとに協定の見直しがありますので、その協定の切れ間まで何とか頑張ってお下さいと、作業が大変ならば出役にしても、草刈りをしたり手伝いをさせてもらいますので、と言った様な事で耕作者の方の説得をさせて頂いて、同時に集落の方で中山間の役員6人、それからその時の区長とで集落営農の委員会を立ち上げろ、と言った事を集落で決議を頂いてスタートをしております。まずは集落営農と言う非常に耳触りの良い言葉ではあるんですが、耳触りが良いだけに、なかなか分かった様で分からない話です。十人おられれば集落営農、それぞれの方のイメージと言うのが十通りあります。中にはもうこれで出役に出なくて良いんだな、と言われる方もおられましたし、中には寝ていても米代が入るんだなと言われた方もおられましたし、中には農地を取られてしまう、と言った様な方もおられる、その辺もありまして、まずは集落営農の勉強会も必要だという事で、今現在行われている様な勉強会、徐々に普及所にも上がって頂いたんですが、そちらの方の話も何辺も聞きながらやって行ったわけでございます。大きな転機となりましたのは、移住定住の家族を受け入れた事でございます。平成26年の4月に移住定住の家族の受け入れを杉谷集落でしたわけでございますが。その当時県の方が、非常に今以上に、移住定住に力を入れておりました。その時に移住定住、集落の戸数が30戸以下で、高齢化率はちょっと数字は忘れちゃいましたが、何%以上、要は小規模の集落については移住定住者を受け入れた場合に、移住定住者も1年間に250万と言った様な、県から生活費の足しになる様な補助金が出る訳ですが、受け入れをする集落も、例えば県の補助事業で機械を導入したいという様な事があった場合に、通常は大体5割くらいの、県と町で合わせて5割くらいの補助金で残り5割が地元負担をしないとイケないんですが、これが県の方が3分の2まで補助金がかさ上げになります。町が6分の1義務負担と言うのがありますので、地元の負担が6分の1で機械購入ができるという権利が杉谷集落では出来ました。要は簡単な計算ですけれども、1,000万の買い物をするのに普通は500万準備をしないとイケないけれども、170万準備をすれば1,000万の買い物ができる、非常に有利な事業でございます。ただしこの権利は、受け入れをしてから3年以内に事業をしないと、権利が流れてしまうと言うのが条件でございました。最終的には3年以内にしないと権利がながれるよ、と言うのが最後の決める時の後押しになりました。杉谷集落みたいに早い段階から集落営農をしようと言う声は上がっておりました。ですが役員決めで、まずは、組合長は誰がするのか、それから会計は誰がするのか、という事で誰もが下を向いてしまうしかない、と言った様な状

況で、悪戯に年数が過ぎたわけでございます。そう言った中でも前に進むことのできた一つの要因としては、アンケート調査でございます。後程内容についてはご提出させて頂きませんが、先ず第1回目は平成26年12月に行ったんですけれども、個々の農家の皆さんに経営の意向調査、それから後継者がありますかと言った様な事をお聞きしております。これは、あと何年くらい農業を続けますかとか、規模拡大を考えていますか、現状維持ですか、縮小ですか、すぐにでも辞めたいですか、と言った様な経営の意向をお聞きしている、その時に仮に集落で集落営農を取り組む場合に、法人組織が良いですか、任意組織が良いですか、と言った様な問いかけをしております。中には機械の共同利用で良いじゃないかと言った設問もあるんですが、その中で一番多かったのが法人化でございました。8票、票が入って法人化、全部で25名おられるんですが、集落の集會に出て来られるのが20名くらいしかおられないんですけれども、8名の方が法人化、7名の方が任意組織で良いという事で、1票差でございました。集落の結構年配の長老の方が、どうせするんだったら会社にしないといけない、任意組織だと駄々草になると言った様な事を言って頂いて、最終的には法人で行こう、と言う風に決まった訳でございます。27年の2月にそれまでは任意の組織だったんですけれども、集落営農の設立準備委員会と言うのを発足しております。いろいろ、会社ですので定款、それからいろんな決まりと言った物をいちいち決めて行かなければなりません、細かな所では、農地をいくらで借りるのかとか、作業はいくらで請け負うのかとか、と言った様な事も決めて行かなければならないんですが、そう言った物を一つ一つ決めていく作業に入っております。杉谷集落の場合は、普段、大体は法人化と言うのは任意組織を立ち上げられて、何年間か任意組織でやられて、その結果法人組織を目指そうと言う様な形が多いんですが、杉谷の場合は全く任意組織の集落営農の経験無しに、いきなり法人化になっておりますので、その辺が非常になかなか見えてこない、話し合いをしても良く分からない所が正直な所だったんですが、やはり参考になったのは、近隣の宮市集落の宮市法人さんであったり、後美用集落、大字美用ですね。営農の生産組合さんの会等にも、私も良く出させて頂いておりますので、そこらから資料を頂きながら地元での話に使わせて頂いたところでございます。後2回ほど追加でアンケートをしております。こちらの2回目のアンケートについては、組織を立ち上げた場合どれくらい参加をしてもらえますかと、要は農地を貸し出すだけの人もおられれば、自分が作業をしてあげる、オペレーターをしてあげる、若しくはオペレーターはしないけども草刈りはしてあげる、若しくは水見位ならできると言う方がいろいろおられます。実際どれだけの人がそう言った事に参加して頂けるのかと言うアンケート、杉谷は結構機械持ちの人が多いです。どうせだったら使える機会を使わせてもらおう、使えるのに新しいのを買う必要はないと言う話が出まして、その辺の機械の台帳整備、集落でどんな機会がどれだけあって、使える機械、使えない機械、貸してもらえる機械、貸さない機械、と言った様な物を集計するためのアンケートをさせて頂いております。後は2回ほど視察研修に行っております。最初は集落の代表3人で島根県の太田の方に視察研修に行ったのですが、やはり話をして行く中で、全員で説明を受けた方が話が早いよという事がありまして、中山間の直接支払の共同取り組みを使って、集落の方でバスを一台借りて、雲南市の辺に2か所視察研修に行っております。と言うのが、普及員さんに紹介をして頂いたのですが、

決って大規模な立派な所を見に行くのは止めてくれと、やはり、江府町のような地形にあった中山間地の小規模の条件不意地と言った様な形でバスの選定をさせて頂いて、非常にイメージしやすいと言うんですか、良くあるのが凄いな所だったな、うちでは出来ないな、と言うのが大体のパターンなんです、これなら何とかできそうかなと言うのが皆さんの意見だったので、場所の選定も適切だったのかなと言う風に思っております。最後のアンケートについては組合員の加入の取り纏めを実際にはしないといけないんですが、大体全員が参加してくれるか分からなかったんで、設備投資もしてはいたんですが、参加者の取り纏めをする意味でのアンケートを最後にさせて頂いております。そう言った事を踏まえまして、最終的には28年3月27日に杉谷の公民館で総会を開催させて頂いております。その写真が左下でございます。で合わせて、結構準備期間が長かった関係もありますので、折角組織を作るのであれば地域の農地を有害鳥獣から絶対守って行こうという声がありましたので、同じ年になってしまったんですけども、有害鳥獣の防止柵の方を総延長15キロにわたって設置をしております。ワイヤーメッシュという事を当初考えていたんですが、大体メーターが600円するものでございますので、15キロ張りますと約900万から掛かります。地元負担が3分の1ですから、約300万地元負担がかかります。集落の方もそう言ったお金が無いので、ミニライスセンターの整備を予定しておりますので、十分お金がさばけないという事がありましたので、電気柵とでその事業が300万、地元負担100万で電気柵の方を設置させて頂いているところでございます。それからいろいろその事業のメリットを取るために28年の12月には、経営改善計画の認定を頂いて、認定農業者の方にもなっております。1枚おはぐり頂いて、組織の概要等のお話をさせて頂ければと思います。組合員が全員で27名おります。集落としては25戸、という事でございまして、組合員の方が多ございます。この2人の差にいては、すでに集落から出ておられる方二人、組合員の紙をお渡しさせて頂いたところ、自分たちは杉谷で農地を耕すことは出来ないけれども、組織に自分が出資することで協力できるのであれば、喜んでさせて頂きまうと言う、非常にありがたい言葉を頂きまして、集落の戸数より組合員の方が多いう形になっております。出資の口数は、1口3万円、27口で81万円でございます。スタート時の全財産は以上でございます。基本的には全戸加入という部分にこだわってございました。と言うのは、経営にどうしても素人の集まりでございます。安全運転で行くのが第一なんです、万が一赤字とか出た場合、それから機械等を導入する際、或いは中山間の直接支払の共同取り組みをする様になってくるわけなんです、そう言ったお話をする際に、やはり全員が組合員でないと、中山間の直接支払の共同取り組みを一部の組合員しか加入していない法人に出すのは駄目だと言われる可能性がありましたので、その辺の説明もさせて頂いて、全員に加入をして頂いております。ただし、本来は5万円くらいを考えておりました。ですが中には一人暮らしの高齢の方もおられます。そういった方に5万円は無理だと言ったジゲの役員さんの声もありまして、3万円にさせて頂いて、皆さんに出資をして頂いた、と言うところでございます。経営面については、立ち上げの28年については、約5haでございます。内訳はご覧いただければと言う風に思います。機械設備につきましては、ミニライスセンターの方を整備しております。こちらの方は先ほどの6分の1の地元負担で整備させて頂いた部分なんです、作業場は98㎡、乾燥機3

5石を2台、籾摺機は5インチが1台、後石抜機、計量選別機という事で、県の補助事業が事業費1,000万で打ち切りでございましたので、超えてしまう分については、かがやきの自己資金の方で、若しくは借入と言った様な形でやっております。なお認定農業者になっている関係で、借り入れの利息と言う物も基本的には殆どかからない、借り入れから4年間は無利子でやれると言った様なメリットもございます、その下に※印で書いておりますが、トラクター、田植機、コンバインについては組合員の借用対応をしております。ですが、急激に規模が大きくなっておりまして、現在約10haの経営となっているんですが、既存の特にコンバイン、田植機が小型の機械である事と非常に老朽化しているという事もありまして、借りた物はすぐ故障してしまう、と言った様な事で、いろいろ作業効率も悪いという事がありまして、30年、今年、国の事業それから県の事業、抱き合わせなんですけれども、コンバインの4条1台、田植機の6条1台入れさせて頂いております。それから、その下にフレコンスケールと言うのがありますが、1トンの土嚢袋みたいな大きな袋でコメの出荷をする分でございます。と言うのが約2,000袋以上の30キロ袋を出荷作業しなければならない訳なんですけれども、作業をされる集落の方が高齢でございまして、腰が痛くてかなわんと、農建ちはめげてしまう、と言う話が有りまして、それではいけないという事で、フレコンスケールにさせて頂いております。そう言った関係で、従来ですと約3人、出荷調整、乾燥調整に人を割いていた訳なんですけれども、このリフトを使える人であれば、1人で乾燥調整が出来るという事で収支計画については、人件費削減になるという事で導入をさせて頂いている所でございます。

川 上： 末次さん、フレコンスケールと言うのはフォークリフトではなくて、もう1回説明をお願いします。

末 次： フレコンスケールと言うのは、籾摺りをした物を、普通は石抜機だとかをすいて、計量機で30センチの袋に入れますよね、それを今まではパレットの上に7つの7段にして積んで、それをフォークリフト、1か月リースするんです。それをトラックに積んで、日通さんに取りに来てもらって出荷をしていた訳なんですけれども、30キロ袋を掲げなければいけない、という事があって、どっちみちフォークリフトをリースするのだったら、フレコンスケールで良いのではないかという事で、フレコンスケールと言うのは、石抜をした物を1回上に上げるんです。大きなタンクに、そこから落としていく、下側に枠がありまして、1トン入る土嚢の様な袋がありますので、その袋に向けて落とすんです。1トンに目方をセットしておけば、1トンになればピタッと止まります。止まればフォークリフトでトラックに乗せてライスセンターに運ぶんです。そうすることによって人間が30キロ袋を掲げなくても出荷できるものでして、非常にこれは組合の皆さんも喜んでおられる機械でございます。約120万、130万位で、量が入る機械です。すいません下段の方、5番でございます。農地集積につきましては、原則で農地中間管理事業を活用しております。農地中間管理事業を活用しますと、地域の農地の2割以上集積をしますと、国が定めた単価で10a当たり、今ですと1万円から1万5千円、一番最近では1万8千円ですか、補助金が出てまいります。そう言った物を活用するために

基本的には中間管理事業を活用しますが、中には相続登記がしてない土地が何戸かあります。そういった物については、中間管理事業を活用できないという事がありますので、それについては、通常の経営基盤強化法に基づいて貸し借りをしております。農地中間管理事業を活用しますと、非常に貸し借りの契約を機構が間に入る関係で、非常に管理が楽でございます。それから、農地代の支払いも機構が勝手に口座落として引いてくれるんです。普通であれば借りている地権者の方一人一人の口座に組織の方から振り込みをしなければならないんですが、その辺も組織とすれば所有感が得ますし、逆に地権者の方からすれば、法人の方が農地代を払うのを忘れていたり、若しくは何らかの理由で払えなくても、先に機構の方が地権者の方にちゃんと所定の農地代を払ってくれます。その辺の安心感もございますので、中間管理事業を是非ご活用頂ければと言う風に思います。現在基本的には水稻とそばでございます。全農、JAの出荷、米については後は組合員が顔の見える範囲での販売という事で、玄米での販売をしている訳でございますが、どうしても収益的には十分ではございません、現在、今年からスタートしているんですが、小松菜を夏に撒きまして、来週あたり1回目の収穫になのかなと言う風に思うんですが、来年に向けて、トマトなり白ねぎなりと言う物を何とか取り組んでいきたい、という事を、今話をしております。その1つの要因はお金のことがあるんですが、水稻作業ですと、男仕事ばかりになってしまいます。お父さん方が機械に乗るので一番儲ける、みたいな形になってしまいますので、集落の限られた人数で地域の農地を守るためには、女性の方の参画も必要だと言う事もありまして、そういった方に出て頂くためには、野菜を作る事が一番の近道なのかな、という事もありまして、野菜栽培に今年から取り組んでおります。後、中山間地域直接支払の共同取り組みで、毎年80万程度積み立てをしてしております。機械導入代若しくは経営支援の助成という事で準備をしております。それから、作業中に自分たちがけがをした、若しくは人に損害を与えた場合に保険を掛けられます。これについてはご覧のとおり業務災害補償、農業者賠償責任保険、と言った様な物に入っております。農協さんをお願いをして言えば入れるものでございます。後は、法人が出来た際には、もうこれで農地を出してしまえば出役に出なくても良いよな、と言う声が沢山あった訳ですけども、現在皆さんに出て頂く様にお願いをしてしております。その代りと言っては何なんです、多面的機能支払を活用しまして、出役の際には1日代金は6,000円、半日代金は3,000円と言う物をお支払いをさせて頂いております。それから、電気柵でございますので、毎年設置と撤去が必要になります。そちらにつきましても1時間当たり1,000円と言った様な形で、多面的機能支払の方からお支払いをして、皆さんに頑張って頂いて、お金で少しずつお返しをさせて頂くという事を決めて頂いております。6ページ、7ページでございます。非常に小さいんですけども、杉谷の農地のエリアを赤で囲わせて頂いております。左下の方、船谷の農面道、宮市から降りた所の農面道の部分でございます。右の方が上側の方になる訳でございますけれども、全体で約27ha農地がございます。実際は赤で囲ってある範囲は21haしかございません。なぜ27.7と書いてあるかと言いますと、農地中間管理事情で先ほど2割を超えたら補助金がもらえますよと言ったんですが、その分母になる面積でございます。その分母になる面積はあくまでも台帳でございます。ですので、僕等も杉谷にこんなに農地があるんだなと、杉谷の者事態びっくりしました。役

場から地図をもらって見てみると、山の奥の方で既に植林をしている所、若しくはすでに原野化してしまっている所、それが台帳上は農地で残っている関係で、我々が21ha、22haかなと思ったのが、27haあると言う状況でございます。今農業委員会で取り組んでいる非農地通知、これは農地中間管理事業をする場合、事前に非農地通知で農地に帰らない所は農地以外に登記替えしてしまう、と言うのが補助金を貰う上では有利になる部分でございますので、要はその話もさして頂いている所でございます。黄色で塗ってある所は設立時法人の借りた面積、水色の部分が集落での〇〇君という事で、もう一家族移住をして生きる若者がいます。現在〇〇〇で勤めたりしているんですけども、彼は当初野菜をしたい、という事でしたので約1ha彼にどこが良いのか先に場所を聞いて残ったところを法人で借りた、と言った様な形でやっておりましたが、29年、1haは流石に守出来ませんでした、という事で7反ほど戻しまして、3反に今は規模を縮小して〇〇君はやっている所でございます。法人につきましては皆さんにある程度ご理解を頂いた、認めて頂いたという事で2年目に面積が増えている所でございます。8ページ、9ページはかがやきの役員、組織図それから各種料金表でございます。代表理事、〇〇〇〇さん、理事が4人、幹事に加藤委員さんの方になって頂いております。各理事には、それぞれ生産部、管理部、生産部の中に機械係、営農係、等役を一通りさして、代表理事一人に業務が集中しない様に業務わけをさして頂いております。組織図についてはその下の表でございます。9ページが各種料金でございます。左半分が作業受託の料金でございます。基本的には農業公社の料金を参考にさせて頂いて、消費税分を分けれる様な形の値段設定にさせて頂いております。ですが、基本的には殆ど集落内では受託は殆ど出てまいりません。肥料振りが1ha位、仮に稲刈りが1ha出るか出ないくらいと言った状況で、ほとんどの方が作業受託に出す様な農地ごと借りてもらった方が良いという事となっております。2番目の保有米の購入についてという事で、農地を出した方は自分が働かれば、働いた時間に応じてお金がもらえる訳ですけども、中にはもう作業が出来ない方と言うのもおられます。非常に高齢の方、そういった方については、3万円払って損かなと言う話になるんですが、そう言った方にメリットはありますよとお話をしたのはこの通りでございます。農地を持たれない方については、お米を買わなければいけません。農協の幹旋米と言うのがありますが、それよりも安い価格で組合員の方にはお分けさせて頂く様に成るべくさせて頂いております。何年か経てば3万円の元は取れた、と言うお話になりますよと、いう事で話をさせて頂いております。ただしお1人当たり杉谷に住んでおられるご家族、お1人当たり120キロまでがお安い価格にさせて頂いております、それを超える価格については、若干高い値段にさせて頂いております。ご覧の通りでございます。で、右半分が農地代とか機械代です。機械を借りた場合、若しくは時間単位の賃金に相当する物の表でございます。農地代については基本的に6,000円、反当でございます。組合員以外からお借りしている所については4,000円でございます。一部、宮市の方からお借りしている部分があるんですが、その方については申し訳ないんですけども4,000円という事にさせて頂いております。ただし、水管理をして頂けますかという事をお聞きして、水管理をしてあげる、と言う方については追加4,000円払って、組合員であれば10,000円、1年間に農地代をお支払いさせて頂くと言う形にさせて頂いております。

それからオペレーター等従事分量配当仮払算定表としておりますが、分かりやすく言えばこれが時給です。時間内の賃金に相当するものです。仮払額と基準額とあるんですが、基準額の所を見て頂ければと思うんですが、オペレーター、コンバインやトラクターの運転をされる方については、時給1,500円でございます。草刈り作業をされる方については、草刈り機、燃料込みで1,500円これも時給で払っております。それ以外の普通作業の方については時給1,000円でございます。で、実は仮払いと言うのが出来まして、取り敢えず作業をして頂いた時に70%相当の単価でお支払を1回します。で決算が終わった後に予定通り黒字が出ていれば残りの30%分を追加で払うと言う方法です。これが、例えばひどい場合には、経営が赤字になっていると言う場合であれば、申し訳ないんですけども、仮払いの70%で今年は許してね、という事が出来る様になっています。要は決算をして利益が確定した後に利益の分配が出来るという事なんです。これをやっておられるのが、農事組合法人と言う農協法に基づく法人だけです。経営を素人がする中で、毎月決まった賃金と言う物を払って行く、と言うのは非常に大変な事です。この30%のよりシロを作ることによって経営の負担を軽減したという事です。この70%は組織の考えですので、例えば60%に落とすことも可能でございます。ただ今3期目でございますけれども、今までの2期については定額の1,500円の単価でお支払いを最終定期にはさして頂いております。後な農機具の使用料でございます。軽トラックについては、1日2,000円、油代込、ただし苗運搬、肥料運搬、糞運搬が対象ですと、荷的な物は駄目ですと、トラクターについてもその値段です。田植機2,000円、コンバインは反当7,000円でございます。オペレーター付きであれば1日10時間、仮に作業をされるのであれば、1,500×10時間で、15,000円と、例えば1町されれば7,000円×10aで70,000円、機械持ちのオペレーターの収入になる、と言う計算になります。1枚おはぐり下さい。事務経費でございます。集落営農はなかなか儲からないと言う様な事を良くお聞きします。私ももう少し厳しいのかなと思ったんですが、意外に実は黒字が出ていると言う様な状況でございます。ただし補助金を含んでいる場合だと言う風にお考えください。28年、29年、2期分の決算をさせて頂いております。28年については売上高が約420万、米が380万、そばが13.5万、受託が29.9万、営業外収益が、別途1,150万あっております。そのうちの833.3万円はミニライスセンターを整備した補助金でございます。それ以外はさっきの中間管理機構であったり、中山間直接支払、転作奨励金そういった物を含めて、総額で1,150万でございます。収入総額が1,577万円でございます。経費の方は売上原価が240万、販売費、一般管理費が21万、営業外費用が約10万、支出合計が273.4万円、後補助金部分で、施設経費部分を特別損失という事で、固定資産圧縮損で計上させて頂いて、税引前の1期目の利益が470万でございます。そのうち、利益準備金、経営基盤強化準備金なんて難しい言葉なんですけど、要は将来に備えての積み立てでございます。この積立についても本来貯金であるんですが、税の経理上は交付金に算入できるという有利な制度も活用させて頂いております。その黒字の中から、その下の従事分量配当、機械借代という事で、283万円、これを集落の方にお支払いをさせて頂いておまして、次期への繰り越し118.5万円が1期目でございます。2期目が同様にご覧いただければと言う風に思います。2期目は機

械整備に行くお金がありませんので、営業外収益が約250万にしております。収入総額が1,157万円、経費の方が545.9万円、税引前の当期利益が約610万円でございます。法人税が約30万円、積み立て89.4万円、従事分量配当、機械代が460万、30年度の繰り越しが、145万円と言う状況でございます。要は補助金が無いと本当に苦しい訳でございますけれども、それを上手く使えば黒字経営が出来るという事でございます。かがやきとすれば、今のうちに、早いうちに、ネギであるとかトマトと言った物に、何とか取り組みたいと言う風に考えております。11ページをご覧ください、詳細な説明はさけますが、集落営農を考えた場合に、国、県、町各補助事業、機械導入だったり、農地集積に対する様々な助成金があります。そう言った物の主な概略を載せさせて頂いております。こちらの方もご覧いただいて、詳細については農林産業課の方に担当がおりますので、問い合わせを頂ければと言う風に思っております。12ページ、13ページ、14ページ、15ページにつきましては、最初にお話をしました、組織設立に向けて、3回アンケートをしましたよと言った様な物を、質問を、ちょっと小さいですけども載せさせて頂いております。既に先行をして勉強会を開いて頂いた所は、このアンケートを基に、各集落の合った形にマイナーチェンジをして頂いて、アンケート調査をして頂いたり、集計をして頂いたりという事がございます。そう言った事をされる際にご参考頂ければという事で付けさせて頂いております。以上でございますけれども、説明に代えさせて頂きます。

議長： ありがとうございます。法人かがやきが設立されまして、江府町の中でも、皆さんが法人の目標として、法人の設立あるいは集落営農、そういう物を目指して、目指すところは農事組合法人かがやきさん、これを手本に皆さんが今勉強を進められている所だと思います。今日は細かいところまで説明を頂きまして、ありがとうございます。

見山： 次回の農業委員会の総会は。

事務局： 次回の総会ですけども、11月9日、金曜日、午前9時30分、場所はこちらの方で予定させて頂きますが、皆さんいかがでしょうか。

委員： はい。

事務局： ありがとうございます。農地相談会、10月25日、木曜日、1時30分から3時30分、場所が、山村開発センター旧農業委員会事務局で、担当が賀本委員さんと一二三会長さんでという事ですがよろしいでしょうか。

会長： はい

賀本： はい

事務局： よろしくお願いたします。

議長： 法人の勉強会も含めまして、11時回りましたので、以上で第16回農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

平成 年 月 日

署名委員 1 番委員

署名委員 2 番委員